

宮若市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和6年10月10日(木)
- 2 開催場所 宮若市役所 防災研修室A B
- 3 出席委員(農業委員11名+推進委員2名)

農業委員(11名)

会長 武田俊彦、会長代理 春田章匡、3番 山本 隆、5番 水上昭和、
6番 安永文秋、8番 阿部 進、9番 安河内龍一、11番 宮野和男、
12番 本田孝光、13番 渡邊三郎、14番 舟越俊茂

推進委員(2名)

2番 有吉幸一、12番 森下哲次

- 4 欠席委員(欠員は農業委員3名、推進委員2名)

4番 榎本良樹、7番 本田瑞希、10番 松川公彦(農業委員)
9番 本田茂幸、11番 本松和彦(推進委員)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 審議案件

- (1) 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 議案第22号 農用地利用集積計画の決定について

第3 報告事項

- (1) 報告第14号 農地法第18条第6項の合意解約について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

局長 宮田 享典
係長 佐野 史晃

主事 甲斐 裕己子

8 会議の概要

議長 長 ただ今から、令和 6 年度 第 7 回農業委員会を開会いたします。本日の委員 14 名中 11 名出席ですので、総会は成立しています。議事日程第 1 の、議事録署名委員の指名を行います。5 番 水上委員、6 番 安永委員にお願いをいたします。それでは、議事日程第 2 審議案件に入ります。

まず、議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。事件番号 1 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 1 ページ議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による許可申請につきまして、2 ページ農地法第 3 条審議表を読み上げてご説明させていただきます。

【事件番号 1 番 説明】

議長 長 事件番号 1 番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委員 昔から裏庭となっておりました。特に問題はありません。

議長 長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議長 長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号 1 番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 1 番について許可と決定いたします。

議長 長 続きまして、事件番号 2 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 事件番号 2 番、

【事件番号 2 番 説明】

議長 長 事件番号 2 番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

- 委員 問題ありません。
- 議長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 委員 譲受人の方は、ご住まいから下有木まで行けるのですか。
- 係長 隣の田を持っているので、1つにまとめて耕作されるようになります。地元の方がきちんとするとのことですよ。
- 議長 他にご質問、ご意見等ありませんか。ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号2番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番について許可と決定いたします。
- 議長 続きまして、事件番号3番につきまして、事務局より説明をお願いします。
- 係長 事件番号3番、
【事件番号3番 説明】
- 議長 事件番号3番の担当地区の推進委員さん本案件についての意見をお願いします。
- 委員 問題ありません。
- 議長 事務局からの説明及び、推進委員さんの意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。
- 議長 ないようですので、それでは採決に入ります。事件番号3番につきまして、許可することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号3番について許可と決定いたします。
- 議長 続きまして、議案第20号、農地法第4条の規定による許可申請につきまして上程いたします。事件番号1番、2番につきまして、事務局より一括して説明をお願いします。

係 長 9 ページ議案第 20 号 農地法第 4 条の規定による許可申請につきまして、10 ページ農地法第 4 条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

【事件番号 1 番 説明】

続きまして事件番号 2 番、

【事件番号 2 番 説明】

議 長 事件番号 1 番、2 番の担当地区の推進委員さん本案件につきましての意見をお願いいたします。

委 員 申請人は兄弟であり、特に問題ありません。

議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。

委 員 現地で説明したとおり、問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 1 番、2 番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 続きまして、事件番号 3 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 員 事件番号 3 番、

【事件番号 3 番 説明】

議 長 こちらの案件につきましては、以前許可が下りているものであるため、事務局の説明により、意見を求めないことといたします。

議 長 事務局からの説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 3 番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 つづきまして、議案第 2 1 号、農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして上程いたします。それでは、事件番号 1 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 長 31 ページ議案第 2 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請につきまして、32 ページ農地法第 5 条審議表を読み上げて説明をさせていただきます。

【事件番号 1 番 説明】

議 長 事件番号 1 番の担当地区の推進委員さんは本日欠席となっておりますが、事前に問題なしとのご意見をいただいております。

議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。

委 員 問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号 1 番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 つきまして、事件番号 2 番につきまして、事務局より説明をお願いします。

係 員 事件番号 2 番、

【事件番号 2 番 説明】

議 長 事件番号 2 番の担当地区の推進委員さんは本日欠席となっておりますが、事前に問題なしとのご意見をいただいております。

議 長 続いて農業委員の意見です。担当地区の農業委員さん本案件についての意見をお願いいたします。

委 員 問題ありません。

議 長 事務局からの説明及び、推進委員、農業委員の意見を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。承認することに賛成の方は挙手願います。全員賛成でございますので、事件番号2番につきましては、意見書を知事に進達いたします。

議 長 次に、議案第22号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。では、事務局より説明をお願いします。

係 長 46ページ議案第22号 農用地利用集積計画の決定につきまして、47ページをご覧ください。
農用地利用権設定等計画一覧表、新規分となります。

【説明】

新規分は他1件で合計6筆、面積が8,964㎡となります。
10月分は、新規のみとなっております。

議 長 ただ今事務局より説明を受けましたので質疑に入ります。ご質問、ご意見等ありませんか。

議 長 ないようですので採決を行います。許可することに賛成の方は挙手願います。（全員挙手）全員賛成で承認されました。

議 長 次に日程第3 報告事項でございます。
報告第14号 農地法第18条第6項の合意解約について事務局より説明をお願いします。

係 長 48ページ、報告第14号 農地法第18条第6項の合意解約につきまして、49ページをご覧ください。

農地法第18条第6項に係る報告表です。

【説明】

他6件合計13筆、面積は合計で19,561 m²の合意解約となります。
以上となっております。

議 長 ただ今の事務局からの報告、第14号について、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。ございませんか。

議 長 ないようですので、これらは報告案件でございますので、了解いただいたものといたします。以上を持ちまして、本日の議事については、全て終わりました。これで会議を終結いたします。

令和6年10月10日（木）